

「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）

- 本資料は、短期大学が自己点検・評価を行う際に必要な項目について、10 の基準ごとに「「短期大学基準」及びその解説」をもとに設定するものです。短期大学認証評価を申請する短期大学は、「点検・評価項目」ごとに自己点検・評価を行う必要があります。
- 各短期大学が点検・評価を行う際には、短期大学基準を踏まえ、「点検・評価項目」全体の内容を理解し、前後の「点検・評価項目」とのつながりを意識することが重要です。そのため本資料においては、冒頭に「「短期大学基準」及びその解説」を記載しています。
- なお、各短期大学が「点検・評価項目」に基づき自己点検・評価を行うにあたっては、「点検・評価項目」をより具体化するため、参考資料として提示する「評価の視点」を活用し、各短期大学の特性に応じた「評価の視点」を設定することも有効です。例えば、理念・目的や、学科の特性、設置形態（公立・私立）、地域性、併設大学の有無などを考慮に入れることができます。

基準1 理念・目的

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念を踏まえ、大学としての目的を明確にし、学科（又は専攻課程）、専攻科ごとに、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を明確にしなければならない。これらはいずれも短期大学の持つ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する」（学校教育法第108条第1項）という短期大学の目的にも沿い、高度の教育研究機関としてふさわしい内容を有するものであることが必要である。

短期大学は、その理念・目的を実現するために、教育研究活動に必要な組織、制度その他の諸条件を整備し、その機能を十分に発揮しなければならない。同時に短期大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実・向上のための検証を行う必要がある。

短期大学は、その理念・目的を学則等に定め、刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知するとともに、社会に対しても明らかにしなければならない。

短期大学は、その理念・目的を実現するために、社会の変化等を考慮しながら短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を作成し、必要に応じてこれを見直す必要がある。この計画等は、短期大学の組織・財政基盤を踏まえた自律的活動を担保しうる内容であることが求められる。

【点検・評価項目】

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。
- ② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

基準2 内部質保証

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

(解説)

短期大学教育の質を保証する第一義的責任は短期大学自身にある。短期大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に短期大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、P D C Aサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。

内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、短期大学は、その理念・目的等に照らして、短期大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織（以下、「全学内部質保証推進組織」という。）を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続（以下、「内部質保証の方針及び手続」という。）を明示しなければならない。短期大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学科、専攻科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。

内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うこと必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。

教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学科、専攻科その他の組織は、短期大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客觀性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学科、専攻科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、短期大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学科、専攻科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。

短期大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

短期大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準3 教育研究組織

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念・目的の実現に必要な学科、専攻科等の教育研究組織を編成し設置するとともに、これを適切に管理運営する必要がある。教育研究組織は、短期大学における活動単位として機能するものであり、各短期大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、特に短期大学を取り巻く地域の環境等に適切に配慮したものでなければならない。

短期大学は、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。
- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準4 教育課程・学習成果

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。

短期大学は、短期大学土課程及び専攻科課程において、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、両課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を短期大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。

短期大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業計画に基づいて授業を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。

短期大学は、履修単位の認定方法に関して、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を探ることが必要である。また、教育の質を保証するため、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。

短期大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのため、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。

短期大学は、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。

【点検・評価項目】

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準5 学生の受け入れ

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。

短期大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と短期大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、転科など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。

短期大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。

短期大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準6 教員・教員組織

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、短期大学として求める教員像や各学科、専攻科等の教員組織を編制するための方針を定め、その方針に沿って、学科、専攻科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けなければならない。その際、教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比など教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に配慮しながら、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。さらに、短期大学は、教員の適切な役割分担のもとで組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制しなければならない。

短期大学は、教員の募集、採用、昇任等を明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある。教員の募集、採用にあたっては、広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図ることが必要である。その際、短期大学は高度の教育研究機関である点を考慮し、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、関連分野における実務経験、学界や社会における活動実績等に留意して、候補者を選考しなければならない。

短期大学は、教員の資質向上を図るために、組織的かつ多面的にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組まなければならない。このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに教育効果を高める授業方法の改善等を図る必要がある。また、教育のみならず、教員の研究活動の活性化を図る取り組みや、社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みも

必要である。このほか短期大学は、教育活動、研究活動、社会活動等に関する教員の業績を評価し、それらの活動の活性化を図らなければならない。

短期大学は、教員組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤ 併設大学を有する場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。
- ⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準7 学生支援

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

(解説)

短期大学は、幅広く深い教養と専門的知識を身につけた人材を育成するという責務を果たすことが求められる。また、短期大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力を十分に發揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導及び助言を適切に行う必要がある。短期大学は、これらを踏まえ、またその理念・目的を実現するために学生支援に関する方針を定め、この方針に沿って、学生が学習に専念し、また安定した学生生活を送ることを支援する体制を整備する必要がある。

学生の修学支援として、学生の能力に応じた補習教育、補充教育の他、学生の自主的な学習を促進する支援が重要である。また、障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する

修学支援や、留年者や退学希望者といった学習の継続に困難を抱える学生への対応が必要である。これらのほか、授業料の減免、短期大学独自の奨学金、学外の奨学金等を通じた経済的支援の充実を図り、安定した学生生活の実現に努めなければならない。

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る指導・相談等を適切に行うためにカウンセリング等の体制の整備に加え、学生の生活環境に配慮した支援が必要である。また、学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントの防止に十分に配慮しなければならない。

学生の進路支援として、キャリア教育を実施するとともに、キャリア支援に関する組織体制を整備し、進路選択に関わる支援やガイダンスを実施することが必要である。

これらのほか、部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動についても、その充実のために適切に支援することが重要である。

短期大学は、学生支援の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。
- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準8 教育研究等環境

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念・目的の実現に必要な教育研究等環境の整備に関する方針を定め、この方針に沿って、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地及び校舎を配備するとともに、様々な面において環境整備を図り、学生が自主的に学習に取り組み、また、教員が十分に教育研究活動を展開できるようにしなければならない。とりわけ、施設、設備等の使用者の安全及び衛生の確保に万全を期すとともに、学生の視点に立ったネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）機器の充実とその活用の促進を図る必要がある。

また、情報化の進展にあわせた取り組みとして、教職員及び学生の情報倫理の確立を図ることが必要である。これらのほか、学生生活を豊かにするために快適性に配慮したキャンパス環境の形成に努めることが重要である。

短期大学は、適切な規模の図書館を配備し、質的かつ量的に十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進して、学生の学習、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させる必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムを構築することも重要である。

短期大学は、短期大学としての研究に対する基本的な考えを明らかにした上で、適切な教員研究費の支給や研究室の配備に加え、研究時間の確保に留意することで、教育研究活動を支援しなければならない。また、教育研究支援スタッフの適切な配置等により、教員が教育研究活動を活性化させ得る環境を整備する必要がある。

短期大学は、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を明文化し、適切な組織のもと研究倫理の遵守を図り、適切に研究活動を実施することが必要である。

短期大学は、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- ⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準9　社会連携・社会貢献

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

(解説)

短期大学は、その知的資源をもって学外の教育研究機関、企業その他の団体、地域社会等との連携を推進する必要がある。さらに、地域社会のニーズに配慮して生涯学習の機会を提供するなど、短期大学が生み出す知識、技術等を社会に有効に還元するシステムを構築し、社会に貢献することが必要である。

短期大学は、これらのことと前提に、その特性に応じた社会連携・社会貢献に関する方針を定め、この方針に沿って、地域社会等からのニーズを把握し、短期大学の教育研究組織を活用して、社会的要請に応えることが重要である。

とりわけ地域との連携をその理念・目的の中に掲げる短期大学においては、学生や教職員が地域の住民や企業等と積極的に関わり、研究成果の発信、知識及び技術の提供等の推進に努めることが期待される。

また、グローバル化への対応をその理念・目的に掲げる短期大学においては、国際社会への貢献として、学生及び教職員と地域住民の様々な国際交流、研究成果の国際的な発信、知識及び技術の国際的な提供等の推進に努めることが期待される。

短期大学は、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準10　大学運営・財務　（1）大学運営

【短期大学基準】

短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、短期大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき

適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

(解説)

短期大学は、その理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために大学の運営に関わる方針を策定し、それを構成員に周知する必要がある。その方針は、学長の責任ある判断が可能な体制を構築し、学内構成員の意見も参考とした適切な大学運営を実現させるものでなければならない。また、わが国においては、短期大学の多くが教学組織と短期大学を設置する法人組織で構成されている現状に鑑みて、両者の権限と責任をあらかじめ明確にし、適切な連携体制を構築することが必要である。

なお、併設大学を有する場合には、短期大学としての管理運営について、方針や方策を明確にしておく必要がある。

意思決定、権限執行等は、関係法令及び大学の運営に関わる方針に基づき、明文化された規程に従って適切かつ公正に行われる必要がある。その一環として、学長、副学長及び学科長並びに理事長をはじめとした理事等の権限と責任を明確化し、それらの任免を適切に行う必要がある。また、短期大学は、明確で適切な中・長期の財政計画を踏まえて予算編成を行うとともに、予算執行を行わなければならない。

短期大学は、短期大学業務を円滑かつ効果的に行うために、適切な事務組織を設置し、これを十分に機能させなければならない。そのために、短期大学の教育研究活動の趣旨や目的、とりわけ学生に対する支援に深い理解を有する職員を配置することが必要であるとともに、専門的な知識及び技能を有する職員の育成や配置等を行うことが重要である。また、それらの職員が積極的に企画・立案能力を發揮し、大学運営において主体的な役割を担い得る環境を整備する必要がある。職員の採用及び昇格にあたって、短期大学は、これに関する諸規程を整備するなどし、優秀な人材の確保に努める必要があり、また、適正な業務評価に基づく処遇改善等を通じて職員の意欲向上を図る必要がある。

教育研究機関である短期大学の運営は、教員と職員の協働によって行われることが重要である。また、適切かつ効果的な大学運営を実現するためには、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動が必要であり、こうした活動を通じて短期大学は、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図らなければならない。

このほか、短期大学は、大学の運営に関わる方針に基づいた適切な大学運営を担保するために、監査体制を整えて監査するとともに、大学運営の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。
- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果とともに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

基準 10 大学運営・財務 (2) 財務

【大学基準】

(解説)

短期大学は、教育研究活動を安定して遂行するために、明確で適切な中・長期の財政計画のもと、必要かつ十分な財務基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与するとともに、教育研究水準を維持し向上していくための基盤整備を図ることが求められている。そのため、短期大学の安定的な財政運営には、特段の配慮が必要である。

大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

【点検・評価項目】

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか
- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

以上

評価の視点（参考資料）

基準1 理念・目的

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|--|--|
| ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。 | ○学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性 |
| ② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 | ○学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表 |
| ③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 | ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 |

基準2 内部質保証

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|------------------------------------|--|
| ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。 | ○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方 ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との役割分担 ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど） |
| ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。 | ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成 |
| ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。 | ○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学科・専攻科その他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客觀性、妥当性の確保 |
| ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況 | ○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 |

| | |
|--|---|
| 等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新 |
| ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準3 教育研究組織

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|
| ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、特に短期大学を取り巻く地域の環境等への配慮 |
| ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準4 教育課程・学習成果

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|--|--|
| ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表 |
| ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性 |
| ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等） ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 |

| | |
|--|---|
| ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 |
| ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 |
| ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 <ul style="list-style-type: none"> 『学習成果の測定方法例』 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取 |
| ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準5 学生の受け入れ

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|-------------------------|---|
| ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 |

| | |
|---|---|
| <p>② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 |
| <p>③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 |
| <p>④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準6 教員・教員組織

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|
| <p>① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学として求める教員像の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示 |
| <p>② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○短期大学士課程における教養教育の運営体制 |
| <p>③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 |
| <p>④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 |
| <p>⑤ 併設大学を有する場合、各々の</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的 |

| | |
|---|---|
| 人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。 | 交流の適切性 ○併設大学における兼務の状況 |
| ⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準 7 学生支援

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|
| ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるように、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。 | ○短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示 |
| ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 | ○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施 |
| ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準 8 教育研究等環境

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|------------------|--------------------------|
| ① 学生の学習や教員による教育研 | ○短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を |

| | |
|--|---|
| 究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。 | 踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示 |
| ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備等の整備及び管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み |
| ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○図書資料の整備と図書利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置 |
| ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究活動を促進させるための条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制 |
| ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 |
| ⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準9　社会連携・社会貢献

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|
| ① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示 |

| | |
|--|--|
| るか。 | |
| ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。 | ○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加 |
| ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

基準 10 大学運営・財務

(1) 大学運営

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|--|--|
| ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。 | ○短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知 |
| ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。 | ○適切な大学運営のための組織の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 <大学に併設の短期大学> <ul style="list-style-type: none"> ・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性 ○適切な危機管理対策の実施 |
| ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。 | ○予算執行プロセスの明確性及び透明性 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定 |
| ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。 | ○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善 |
| ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（S D）の組織的な実施 |
| ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○監査プロセスの適切性 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 |

(2) 財務

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|
| ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。 | <p><私立短期大学、公立大学法人の短期大学></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 <p><公立短期大学（公立大学法人を除く）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置者である県又は市の中・長期計画等にみられる短期大学の今後の展望 <p><私立短期大学></p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定 |
| ② 教育研究活動を安定して遂行するため必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等 |

オプション項目

| 点検・評価項目 | 評価の視点 |
|--|-------|
| ① 短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性、またさらなる発展に向けた今後の展望 | |

以上